

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成

①子どもの人権が尊重される社会づくり	
<p>基本目標 滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</p>	<p>施策の方向性 県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。</p>
②子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
<p>基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めます。</p>	<p>施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業	指定した30推進学区において、自尊感情を高める取組を進めている。県域では、3回の推進交流会を開催し、アドバイザーからの助言を受けながら取組の交流、改善を行った。また、30学区の推進訪問を実施し、進捗状況の確認及び指導助言を行った。7月下旬から8月上旬に全県を5ブロックにわけて、推進学区の取組を発信し、実践を交流する研究会を開催した。参加者は547名。	30推進学区において、学びの礎となる「自尊感情の育成」をテーマに地域の実態に合わせた取組を推進することができた。また、その成果を全体交流研究会を通じて県内全体に広げることができた。多くの参加者から「参考になった」との評価を得た。学校園・所・関係機関においては、自尊感情の概念とその育成をめざした取組は定着している。今後、困難な状況にある子どもへの継続した支援とその仕組みを整えていくこと、地域・家庭へも取組を広げていくことが重要であると考えている。	人権教育課
「子ども県議会」開催事業	県内各地より50名の子ども議員を選出。計6回の体験活動、勉強会を通して滋賀県について学び、12月に「子ども県議会」を開催。15の提案、活動報告、感想など、子ども議員が役割を分担しながら、自らの考えを表明することができた。	子ども議員一人ひとりの思いや考えを高める体験活動、勉強会の在り方をさらに追及し、しっかりとした子どもの意見表明へとつなげるとともに、一人の市民としての社会参画意識の醸成にもつなげていく必要がある。	子ども・青少年局
利用しやすい保育所づくり推進事業費（人権保育推進研究活動事業費等補助金）	滋賀県人権保育研究協議会が行う研修事業等に助成し、保育内容の充実および入所児童の福祉の増進を図った。研究集会(11/11) 参加者 312人	各種研修事業に対する助成を行うことにより、子どもの人権を尊重する保育の推進に努める。	子ども・青少年局

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
淡海子育て応援団事業	<p>子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、その趣旨に賛同した事業所等を応援団として登録し、その取組内容をポータルサイトを通じて紹介した。また店頭への卓上のぼりの掲示等により認知度アップに取り組んだ。</p> <p>。子育て応援団登録店舗 1,795店舗 利用会員数 34,311人</p>	<p>「子育て応援団」の登録事業所・店舗数の増加を図り、社会で子育てを支える環境づくりの一層の推進を図っていく。</p>	子ども・青少年局
企業内家庭教育促進事業 家庭教育協力企業協定推進事業	<p>・滋賀県家庭教育協力企業協定制度に基づき、企業・事業所と協定を締結し、企業・事業所内における家庭の教育力の向上を図る取組、子どもの体験活動の受け入れや出前授業等の学校支援の取組を推進した。</p> <p>・平成30年度末時点で1,491事業所と協定を締結した。</p>	<p>・年度末に、協定締結企業・事業所における「特色ある取組」を県生涯学習課HP「におねっと」で紹介している。企業・事業所の参考になる取組を今年度も発信し、家庭の教育力の向上を図る。</p> <p>・企業・事業所に働きかけ、企業・事業所の新規加入を促進する。</p> <p>・締結企業に対しては、他展開している事業との教育資源の相乗効果を目指し、情報提供をする。</p>	生涯学習課
家庭教育活性化推進事業 (親育ち・家庭教育学習講座)	<p>『土曜日の午後、子育てについておしゃべりしませんか』をキャッチフレーズに「家庭教育学習資料」を活用し、「語り合いを通じた親育ち」の活動を取り入れた学習講座を開催。そこで、各市町で活動されている家庭教育支援員さんをまじえて、子育てに対する悩みやエピソードなどを交流し、保護者同士がつながり共感し合うことで、ともに学びを深めていく機会としている。</p>	<p>・講習会直後の高い満足度や意欲が、単位PTAや子育て支援機関等での実践につながりにくい傾向が引き続き見られる。「語り合いを通じた親育ちの学習」の意義や成果のさらなる周知が必要である。</p> <p>・学校、園、所の教員、保護者だけでなく子育て支援センターや福祉部局への案内など教育関係以外での周知・案内をしていく。</p>	生涯学習課

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(1) 子育てを切れ目なく支える

①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり	
<p><b>基本目標</b>                  出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安全・安心な環境で生まれ育っていけるよう、結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援に取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                  出産や子育てに対する不安を解消するとともに、子どもが安全・安心に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。</p>
②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
<p><b>基本目標</b>                  就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、適切な教育・保育が提供され、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                  潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。</p>
③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
<p><b>基本目標</b>                  すべての子育て家庭の多様なニーズに対応し、子育ての不安や負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の充実を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                  子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。</p>
④仕事と家庭の両立支援	
<p><b>基本目標</b>                  男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立に向けた支援をします。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                  長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を促進します。                  また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。</p>
⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
<p><b>基本目標</b>                  子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。                  また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                  子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
子育て・女性健康支援センター事業	妊娠、出産期を含めた早期からの相談支援体制を整備することが必要となってきた。滋賀県助産師会へ委託し、思春期の子ども達や子育て期の保護者に対して、健康教育、健康相談を実施する。	電話相談の件数は多いが、メール、来所相談の件数が少ない。県民に対して、子育て・女性健康支援センターのPRを行っていく必要がある。	健康寿命推進課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県周産期医療協議会の運営</li> <li>・総合周産期母子医療センターの運営</li> <li>・緊急搬送コーディネーター事業</li> <li>・地域周産期母子医療センターの運営</li> <li>・周産期医療体制整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療検討部会等を開催し、周産期医療体制について検討を行っている。</li> <li>・総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターは、周産期医療体制の中核となる医療機関であり、質の高い周産期医療の提供を行っているため、運営費の補助を行っている。</li> <li>・周産期における緊急搬送先の確保を図るため、緊急搬送コーディネーター事業を委託により行っている。</li> </ul>	総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターだけでなく、協力病院との連携を強化していく必要がある。各ブロック単位での、周産期医療体制の課題の把握が必要である。	健康寿命推進課
小児救急電話相談事業	小児の夜間、休日における急変時の保護者の不安を解消するとともに、適切な受診を促すことで、重症化を防ぎ医療機関の負担を軽減するため、電話でアドバイスを受けられる小児救急電話相談事業を実施した。 【相談件数】 (平成30年度 19,035件)	医療機関受診患者の大半が軽症であり、その多くが診療時間外に受診されるため、小児科医に過重な負担が生じている。年間2万件近い相談があり、子育て中の親の不安の解消や小児科医の負担軽減に寄与したと考えるが、当該事業を利用した者が医療機関受診を控えたという客観的なデータが取れない。そのため、啓発資料の配布等により、小児救急電話相談事業について、さらなる周知を図る必要がある。	医療政策課
施設型給付・地域型保育給付	市町の認定を受け、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用した場合の給付 特定・教育保育施設・・・210施設(2019年4月時点) 市町の認定を受け、地域型保育（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）を利用した場合の給付 地域型保育事業・・・101か所(2019年4月時点)	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、引き続き保育所等に係る給付費の支給に要する費用等の一部を負担する。	子ども・青少年局
児童思春期・精神保健医療体制整備事業	発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制の構築のための調査や研修等を行った。	発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制について、人材育成を含め全体的な強化を進める必要がある。	障害福祉課
子育て支援環境緊急整備事業	市町が行う、保育所等の施設整備を支援し、待機児童の解消や保育環境改善を図った。 5市5施設	保育ニーズが年々高まる中、保育所等の施設整備等によりその受皿を確保しているところであるが、ここ3年は待機児童数が年々増加傾向にあることから、施設整備を推進することにより待機児童の解消と環境改善を図る。	子ども・青少年局
保育士・保育所支援センター運営事業	保育士・保育所支援センターを運営し、潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進、現任保育士の就労継続のサポート等により、保育士の確保を図った。 保育人材バンクによるあっ旋就職者数 86人	保育士・保育所支援センター運営事業を滋賀県保育協議会に委託し、潜在保育士の再就職支援や人材バンク機能等の活用により、保育士の専門性の向上と質の高い人材確保に努める。	子ども・青少年局
保育士修学資金貸付事業	保育士資格取得に必要な修学資金の貸付や、潜在保育士の再就職支援にかかる貸付等を行い、保育士の確保を図った。 貸付者数 247人	修学資金の貸付や、潜在保育士等の再就職を支援することにより、引き続き保育人材の確保に努める。	子ども・青少年局
家庭教育活性化推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭教育学習資料」を活用したPTA子育て学習講座を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通じた親育ち」活動を推進した。</li> <li>・平成30年度は、県内3会場で開催し、合計149名の参加があった。</li> </ul>	・参加者の評価は高い。本講習会での学びを単位PTA等で生かせるよう、今後も「語り合いを通じた親育ち」活動の推進を図っていく。	生涯学習課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
学校・家庭・地域連携協力推進事業 (企業内・PTA家庭教育学習講座)	・企業・事業所や市町PTA連絡協議会において、子育てや家庭の教育について学ぶ機会を提供する取組を推進した。県内3企業において実施し117名が参加、また市町PTA連絡協議会で1回開催し31名の参加があった。企業やPTAの希望に沿った講師を派遣した。	・講座開催を希望する企業・事業所や市町PTA連絡協議会が少ないのが課題。4月当初より、複数回にわたり企業・事業所や市町PTA連絡協議会に講座開催を周知し、計画的に講座が開催されるようにする。	生涯学習課
放課後児童クラブ施設整備費補助	市町が行う、放課後児童クラブの施設整備を支援し、放課後における児童の遊びや生活の場づくりを図った。 4市 8か所	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、放課後児童クラブの設置およびこれに必要な整備を支援する。	子ども・青少年局
子育て支援員養成研修	子育て支援員養成研修を実施し、地域における多様な保育サービスを担う人材の養成を図った。 研修修了者数 292人	子ども・子育て支援新制度における多様な保育サービスを担う人材を確保し、資質の向上を図るため、引き続き子育て支援員の養成研修を行う。	子ども・青少年局
小児在宅療育支援事業	小児在宅医療システム事業、小児在宅医療人材強化事業をびわこ学園に委託し実施している。 かかりつけ医、二次医療機関、専門病院との病診システム等の小児在宅医療体制の検討を行い、体制整備を図っている。 また、実際に在宅医療の担い手となる多職種との医療・福祉・教育者向けに研修を行い、人材強化を図っている。	小児在宅医療の体制について、実際に運営していけるよう更なる検討が必要であり、関係機関等と調整を進めていく必要がある。また、各圏域ごとの取り組み状況を把握し、情報共有を図る必要がある。	健康寿命推進課
障害児(者)地域生活支援事業費(障害者自立支援協議会事業委託料)	障害者総合支援法に規定された専門的相談支援事業を円滑に実施するため、福祉圏域への専門相談支援、人材育成、研究事業を委託にて実施した。	各種研修を実施するに当たり、講師の確保、講師の質の向上を図る必要がある。	障害福祉課
滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト	共働き夫婦等が、仕事と家庭の両立に向けてお互いに尊重し、協力し合うパートナーシップのあり方を考え、男性の家事・育児参画等の実践に向けたノウハウを学ぶ連続講座を引き続き開催した。	男性の仕事と育児の両立意識を一層高め、育児・家事にかける時間を延ばすため、実践的な講座を開催しているところであるが、協力し合うパートナーシップを醸成するための課題としてコミュニケーション不足を挙げる声も多く、そうした視点からの講座企画の検討が必要。	女性活躍推進課
女性の多様な生き方普及事業	育児や介護等による時間的な制約や、地理的な条件により外で働くことが困難な女性等を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナー等を開催した。また、企業とのマッチング事業については規模を拡大して実施した。	参加者数が増加し、働き方の選択肢として在宅ワークの認知度は徐々に高まってきているものの、引き続き普及が必要。さらに、自律的・継続的な就業に向けたスキルアップが課題。併せて、マッチングのさらなる拡大に努める。	女性活躍推進課
滋賀マザーズジョブステーション事業	滋賀労働局との連携により、県内2か所(近江八幡、草津)において女性の就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営するとともに、湖北地域において週1回の出張相談にも取り組んだ。	利用状況は拡大しており、他の地域への出張相談やイベントの開催により更なる利用拡大を図る。	女性活躍推進課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出企業を県に登録してホームページ上で広報することにより、一層の気運の醸成を図った。平成30年度末登録企業数(累計)は952社となり、H29年度末の919社から33社増加した。	平成29年度から「中小企業働き方改革推進事業」に統合し取組を行っている。 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業などに対し、登録の拡大に向けて啓発等において工夫を図る必要がある。	労働雇用政策課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員1名を配置し県内中小企業団体等と協働し、セミナー開催(2回)、企業訪問(16社)等を実施した。	平成29年度から「中小企業働き方改革推進事業」に統合し取組を行っている。 引き続き中小企業団体と協働するなど、ワーク・ライフ・バランスへの取組が進んでいない中小企業等に対し、働きかけていく必要がある。	労働雇用政策課
学校安全体制整備推進事業	市町が実施するスクールガード養成研修やスクールガード・リーダーによる巡回指導への補助など、16市町への補助を行った。通学路の見守り等、地域ぐるみで子どもの安全確保のための体制整備を進めることができた。	・スクールガード登録人数の確保が課題である。 ・高齢等により退任される方からスクールガードの候補者を推薦いただくだけでなく、日頃から地域と連携した学校づくりに取り組む中で、子どもの安全確保への地域の方の関心を高めていく必要がある。	保健体育課
犯罪の起きにくい社会づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内警察署長が委嘱した管轄内各小学校区の子ども安全リーダー等と連携を図り、通学路や公園等における子ども見守り活動や、誘拐防止のための防犯教室を開催するなど犯罪未然防止活動を推進した。</li> <li>・ヤング防犯ボランティアが参加の「滋賀県防犯ボランティアサミット」を開催し、中学生や高校生等の若者世代が子どもを事件事故から守る方策等各種防犯対策について意見交換を行うとともに、商業施設において各ボランティアが合同で啓発活動を行うなどし、防犯意識の高揚を図った。</li> <li>・県警ホームページ上の犯罪発生マップに、子どもに対する声かけやつきまとい等の不審者情報を掲載し、県民に対して広く防犯情報を発信することで注意喚起を図った。</li> <li>・子ども見守りカメラの継続的設置、本県予算や県内企業から寄贈された防犯カメラの自治会等に対する無償貸付支援を継続実施し、子どもが事件等の被害に遭わない対策を講じた。</li> <li>・子ども等に対する声かけやつきまとい等に対しては、行為者に対する先制的な指導警告を実施し、さらなる発生による被害の未然防止を図った。</li> </ul>	<p>今後も、子ども安全リーダーや自主防犯活動団体等と連携を図るとともに、各防犯ボランティアの活動の活性化、さらには防犯ボランティアの拡充を促す必要がある。</p> <p>上記に加え、各地域における防犯カメラの設置促進などのハード整備、犯罪発生マップや各種メールシステムを活用したタイムリーな情報発信等により、地域住民の自主防犯意識を高揚し、見守り活動や青色回転灯装着車等を使用しての防犯パトロールを活性化させ、より一層、地域全体で子どもの安全を守る体制の強化を図る必要がある。</p>	警察本部生活安全企画課
「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所(15事業所)に対して犯罪情報等を提供することで、その情報等を活用した犯罪抑止啓発を行っていただき、県民に対する注意喚起を図ることが出来た。さらに、行政、警察や関係機関だけではなく、協賛事業所の「子ども110番のお店、車」の防犯活動により、地域における子ども安全確保の取組も向上した。(平成30年度、新規登録はなし)	平成30年は、刑法犯認知件数が前年から大きく減少し、犯罪率についても基本構想の目標でもある全国平均以下であったが、更なる減少を目指すため、今後もより一層協賛事業所と連携した防犯活動を図るとともに、協賛事業所の拡充を図る必要がある。	県民活動生活課

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える

①子どもとともに育つ地域づくり	
<p><b>基本目標</b> 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保に取り組みます。</p>
②「生きる力」を育む教育・学習の充実	
<p><b>基本目標</b> 子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさ身に付けることができるよう取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。</p>
③若者の社会的自立・職業的自立の促進	
<p><b>基本目標</b> 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りを持って、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう支援します。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
<p>自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業（再掲）</p>	<p>指定した30推進学区において、自尊感情を高める取組を進めている。県域では、3回の推進交流会を開催し、アドバイザーからの助言を受けながら取組の交流、改善を行った。また、30学区の推進訪問を実施し、進捗状況の確認及び指導助言を行った。7月下旬から8月上旬に全県を5ブロックにわけて、推進学区の取組を発信し、実践を交流する研究会を開催した。参加者は547名。</p>	<p>30推進学区において、学びの礎となる「自尊感情の育成」をテーマに地域の実態に合わせた取組を推進することができた。また、その成果を全体交流研究会を通じて県内全体に広げることができた。多くの参加者から「参考になった」との評価を得た。学校園・所・関係機関においては、自尊感情の概念とその育成をめざした取組は定着している。今後、困難な状況にある子どもへの継続した支援とその仕組みを整えていくこと、地域・家庭へも取組を広げていくことが重要であると考えている。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>森林環境学習「やまのこ」事業</p>	<p>森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむことを目的に、森林環境学習施設およびその周辺の森林で体験型の学習を実施。県内の小学4年生を対象に事業を行い、平成30年度は225校、13,383人の児童が参加。</p>	<p>森林に関する学びや体験の中に、児童の自立・自活につながる取り組みを加えていくなど、森林環境学習内容の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>森林政策課</p>

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
たんぼのこ体験事業	たんぼのこ体験事業を実施した県内小学校数：200校（対象校222校）	「たんぼのこ体験事業」は、高い実施率で定着してきていることから、その継続・充実を図るとともに、未実施校においても、市町やJA等と連携することにより体験機会が確保、継続されるよう引き続き働きかけをする必要がある。	食のブランド推進課
しがこども体験学校推進事業	<p>人・自然・文化等に直接触れる「しがこども体験学校」のプログラム情報を県ホームページにPDFデータとして掲載するとともに、事業一覧パンフレットをすべての小学生に配布することより、多様な地域主体による様々な体験の機会や場づくりの充実を図った。</p> <p>パンフレット発行部数 90,000枚  事業実施団体 155団体  掲載事業数 266プログラム  研修会の実施（2回）参加者数 123名</p>	<p>○ホームページ周知チラシから事業一覧パンフレットへ大きく変えたことで、登録団体からはおおむね好評であった。また掲載のタイミングを秋と冬を含め3回に増やしたことで、掲載数もわずかながら増加した。今後は、パンフレットへの掲載数を増やすとともに、秋や冬のホームページ掲載数のさらなる増加に向けた取組と子どもや保護者へのより一層の周知に取り組む必要がある。</p> <p>○研修会を通じて自然体験活動の安全に関する意識をさらに高めるとともに、団体間の交流促進をさらに進めていきたい。</p>	子ども・青少年局
中学生チャレンジウィーク	<p>・中学生が、働く大人の生きざまに触れることにより、将来の自分の生き方について考え、進路選択できる力や将来、社会人として自立していける力をつけることをねらいとして、県内すべての公立中学校99校の中学2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職場体験を実施した。</p> <p>・本事業の意義と必要性を、教育委員会HPや教育しがにて情報発信することにより学校、地域、事業所、教育委員会、行政等に広く周知できた。</p> <p>・県中学生チャレンジウィーク事業連絡協議会の開催</p> <p>・リーフレットの作成、配付</p> <p>【事後アンケートの結果】  中学生「自分のよさがわかり、自分と異なる意見を理解しようとする」90.5%  保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」97.2%  事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」96.8%</p>	<p>・中学校では、職場体験を実施すればキャリア教育に取り組んだという誤解がある。各校3年間の教育課程に職場体験をしっかりと位置付け、事前・事後の取組を充実し、体系的なキャリア教育を推進するように指導する。</p> <p>・県庁内の他課や関係機関と連携を深め、受入れ事業所の開拓の支援を進める。</p> <p>・職場体験の実施にともなう安全指導をさらに充実させ、今後も継続して取り組んでいく。</p> <p>・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校と地域、家庭、企業が連携・協力して取り組むキャリア教育を推進することを目的とした推進会議の設置に向けて検討していく。</p> <p>・キャリアノート「夢の手帖」を活用し、小中高一貫したキャリア教育に取り組み、より中学生チャレンジウィークが意義深いものになるように位置付ける。</p>	幼小中教育課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
おうみ若者未来サポートセンター事業	若者の就労を支援するため、おうみ若者未来サポートセンターにおいて、就職相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などをワンストップで実施。また、センター内の1機関である「滋賀県地域若者サポートステーション」では、就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、カウンセリングや就労体験、交流サロン等を実施した。	雇用情勢の改善によりセンターの利用者数が減少傾向にある一方で、就職困難な状況が長期化・固定化する人が一定の割合にいるため、利用者の状況に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。	労働雇用政策課
若年者総合就業支援事業	(ヤングジョブセンター滋賀の実績) ・新規登録者数 1,985名 ・サービス利用者数 15,406名 ・就職者数 1,420名		
地域若者サポートステーション支援事業	(滋賀県地域若者サポートステーション) ・臨床心理相談件数 153件 ・職場体験参加者数 延べ26名 ・交流サロン参加者数 延べ316人		
青少年国際交流事業	日本と世界各国の青年の交流を通して、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成と各国との相互理解と友好の促進を図った。 内閣府青年国際交流事業 県内からの派遣青年者数 1名 韓国からの受入青年者数 30名	子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、引き続き、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供していく。	子ども・青少年局

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

①共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
基本目標 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。	施策の方向性 共生社会の実現に向け、障害のある青少年や外国人青少年とその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある方および家族、関係機関に対する相談支援、発達支援、就労支援を行う発達障害者支援センターの運営を行う。 発達障害者支援センターの設置により、本人や家族への相談支援や就労支援、関係機関へのコンサルテーションなどの実施により自立に向けた支援を行った。  ○発達障害者支援センター 県内2カ所 ○相談件数 5,855件 ○就労支援 2,151件 ○コンサルテーション 641件	・市町や圏域での一次支援、二次支援へのバックアップ機能としての機能強化を図る。 ・本人、家族への相談支援では、重度化・複雑化した事例が多く、市町、福祉圏域との一層の連携が必要である。 ・身近な地域での支援者・理解者を育成することや、発達障害児者への対応が可能な人材の育成が今後も必要である。 ・市町の家族支援体制の整備に向けた取組について、支援やフォローアップをしていく必要がある。	障害福祉課
高等学校巡回チーム派遣事業	H29年度以降、高等学校特別支援教育推進事業へ事業移動		特別支援教育課
高等学校特別支援教育推進事業	高等学校において、障害のある生徒への支援を行うスタッフを配置することにより、障害のある生徒を支える体制を構築するとともに、高等学校特別支援教育巡回指導員を派遣し、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒への指導力の向上を図る。	障害者差別解消法において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供が義務付けられており、今後も継続した支援員の配置が必要であると考えられる。また特別支援教育の専門家を高等学校に継続的に派遣することにより個別的教育支援計画等の作成と活用に向け指導助言を行った。今後さらに作成率の向上に向けた指導助言を行うとともに活用促進に向けた助言指導を行う必要がある。	特別支援教育課
教員の加配・非常勤講師の派遣	外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上在籍する学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を派遣した。	日本語指導が必要な外国人児童生徒の今後の推移を注視しつつ、対象児童生徒のさらなる状況把握に努め、課題に応じた必要な支援ができる体制を継続していく必要がある。	教職員課

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(4) ひとり親家庭を支える

①真の自立のための就業支援・生活支援	
<p><b>基本目標</b> ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、ひとり親が安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。 また、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育環境の充実を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b> ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。 また、ひとり親家庭の子どもの学習の場の充実など、学びを支える取組を進めます。</p>
②生活の安定と自立のための経済的支援	
<p><b>基本目標</b> ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済的支援によりひとり親の生活の安定を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b> ひとり親家庭となり不安を抱える中、公営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。 また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。</p>
③きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発	
<p><b>基本目標</b> ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、ニーズに合った支援がきめ細やかに提供できるよう、相談体制や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b> ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図り、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ひとり親家庭総合サポート事業	ひとり親家庭への就労支援に加え、市町や様々な支援機関と連携するためのコーディネート機能を持った総合的なサポート体制の構築。 就業者 130人	引き続き、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。今後は、相談チャンネルの多様化や支援機関との連携の強化により、ひとり親家庭への支援の充実をさらに図っていくとともに、利用者拡大のためセンター自体の広報も強化していく必要がある。	子ども・青少年局
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービス等が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。 父子家庭 派遣実績：19件 55日 母子家庭 派遣実績：102件 256日	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立等を支援するため、引き続き生活援助や保育サービス等を利用しやすい形で実施していく必要がある。	子ども・青少年局
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 71件	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還指導を適正に実施していく必要がある。	子ども・青少年局
ひとり親家庭福祉対策事業	支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を行った。具体的には、支援制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を17,000部作成して市町等に配布することや、親子向けの情報を掲載した「ひとり親家庭サポート定期便」を約2,500世帯に配布するとともに、県のホームページで支援制度の周知等を行った。	今後も引き続き、支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知等を実施する必要がある。	子ども・青少年局

### 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

#### (1) 社会的養護の推進

①児童虐待の未然防止	
<p><b>基本目標</b> 児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、児童虐待を起こさない地域づくりを進めるとともに、子どもや保護者が必要な子育て支援につながる取組を進めます。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。</p>
②児童虐待の早期発見・早期対応	
<p><b>基本目標</b> 児童虐待の重篤化を防ぐために、関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 保健・医療・福祉等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していきます。 そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。</p>
③子どもの保護・ケア	
<p><b>基本目標</b> 社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図ります。 また、社会的養護のもとにある子どもが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるような生活環境を整備します。</p>
④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
<p><b>基本目標</b> 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した社会生活を送れるように、子どもの支援に取り組みます。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。</p>
⑤子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化	
<p><b>基本目標</b> 児童虐待への対応を強化するために、子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡まっている状況があり、児童虐待の問題は、容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターには組織としての高い専門性を発揮して他機関と効果的な連携を行う等機能強化に取り組みます。 また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。</p>
⑥子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）	
<p><b>基本目標</b> 子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのある、配偶者からの暴力（DV）の防止を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b> 配偶者からの暴力（DV）は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながります。 児童虐待対応を意識したDV対応に取り組みます。</p>
⑦いじめの加害者や非行児童への対応	
<p><b>基本目標</b> いじめや非行の加害を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して対応します。</p>	<p><b>施策の方向性</b> いじめの加害者や非行児童に対しては、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	児童虐待防止のために、より多くの県民が児童虐待の現状や通告についてなど、この問題への理解を深めることを目的として、一般県民や教職員、民生委員児童委員などを対象に出前講座を開催した。	児童虐待の早期発見のためには、地域の住民や子どもに関わる関係者に対し、児童虐待への理解を深め、通告等の対応を周知していくことが必要である。今後も、幅広い対象に出前講座を開催し、さらに周知を進めていくことが必要である。	子ども・青少年局
滋賀県要保護児童対策連絡協議会運営事業	滋賀県要保護児童対策連絡協議会を開催し、児童虐待の未然防止から自立までの支援などについて、情報共有および今後の対応を検討した。	今後とも、児童虐待の未然防止から親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援に関する検討が必要である。	子ども・青少年局
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいやる)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援を行うとともに、民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催した。	問題を抱え悩む子どもや保護者などが気軽に相談できるようセンターの周知に努めるとともに、様々な悩みに対して適切な支援ができるよう、相談員の資質の向上を継続して図っていく必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	有識者からなる調査チーム(子どもの権利擁護部会)が各施設を訪問し、子どもとの個別面談を通じて、子どもの権利擁護の状況把握とその向上に努めた。 (H30年度)実地調査実施施設数5か所(内訳:児童養護施設1か所、児童心理治療施設1か所、児童自立支援施設1か所、一時保護所2か所)	子どもの権利擁護の視点に立って、施設内での被措置児童虐待の未然防止から退所後の親子関係の修復、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行う必要がある。	子ども・青少年局
児童虐待相談等関係職員研修の実施	市町等の関係機関の職員を対象とした児童虐待相談研修を実施した。 (H30年度)実施期間 7日間 受講者数 延べ647人(うち市町職員477人、児相・施設・教員等170人)	児童虐待相談対応件数が年々増加しており、市町等における相談機能をさらに向上させる必要がある。	子ども・青少年局
里親支援ネットワーク事業	里親制度の広報啓発、未委託里親への研修を実施するとともに、家庭訪問等による委託児童の養育状況の把握、レスパイトケアによる里親のエンパワメント等を通じて、家庭養護の促進と里親家庭における子どもの処遇向上に努めた。	国が進める「新しい社会的養育ビジョン」のもと、里親の養育の質的向上および里親制度の推進を図るため、里親支援事業等の一層の充実が必要である。	子ども・青少年局
児童虐待防止活動費	子どもの虹情報研修センター等において開催される各種専門研修に子ども家庭相談センターの児童福祉司等を派遣し、資質の向上と技能の習得に努めた。	子ども家庭相談センターの専門機能の向上のため、引き続き研修会における技能の習得等が必要である。	子ども・青少年局
市町支援強化事業	元児童相談所長、弁護士、臨床心理士等をスーパーバイザー、アドバイザーとして市町に派遣し、児童虐待対応に関する助言・指導を行った。	児童虐待相談対応件数が年々増加し、市町における相談機能の向上が求められていることから、引き続き事業を実施する必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり事業	子どもの体験実習先の開拓のため、協力企業・事業所と施設職員、関係者等との懇談会を開催するなど、受け入れ態勢の強化を図った。 (H30年度)協力企業・事業所数 145社(年度末現在)、体験参加児童 延べ46名	現在、参加している児童は、児童養護施設等が中心となるため、今後は、里親宅で生活する児童への参加を促している必要がある。	子ども・青少年局

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

①青少年の健全育成の推進	
<p><b>基本目標</b>                      青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができるよう支援します。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                      青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。                      また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。                      さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
薬物乱用防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動6・26ヤング街頭キャンペーン」や「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」を通して薬物乱用防止についての啓発活動を実施した。</li> <li>・小学校・中学校・高等学校等での薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の恐ろしさについて知識の普及を行った。（薬物乱用防止指導員による活動を含む）</li> </ul>	<p>近年、薬物事犯による検挙者数は横ばいであるものの、大麻事犯による検挙者人員が増加傾向にあり、特に未成年及び20歳代の検挙者数が全体のほぼ半数を占めるなど、若年層における大麻の乱用の拡大が深刻な問題となっている。</p> <p>インターネット等では「大麻は害がない」等の誤った情報が流布されていることから、引き続き、中学校・高等学校では薬物乱用防止教室を実施し、大麻をはじめとする違法薬物の危険性・有害性に関する正しい知識の普及を行う。</p> <p>また、今後も大学や関係団体と連携して官民一体となった薬物乱用防止キャンペーンを開催し、若年層と共に啓発活動を実施していく必要がある。</p>	薬務感染症対策課
青少年にふさわしい環境づくり推進事業	<p>「滋賀県青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」（7月）を中心に、フィルタリング促進による青少年のインターネット利用環境の整備やネット空間における非行・被害防止に努めた。また、万引き等の初発型非行の抑止を図るための広報啓発活動を実施した。</p> <p>県内の図書等取扱店に対する立入調査を実施し、有害図書の排除、深夜におけるカラオケ店・ネットカフェ等に立入指導、刃物取扱店に対する年齢確認等を実施した。</p> <p>無職少年等の非行防止対策、非行少年の立ち直り支援事業として少年センター等関係団体と連携し、就学・就労に向けた活動を実施した。</p>	<p>関係機関連携のもと、青少年の非行防止と立ち直り支援の推進</p> <p>インターネット空間における秩序維持、ネットリテラシー向上のためのフィルタリング活用等保護者への理解・浸透</p> <p>犯罪の低年齢化、再犯者率が高水準で推移していることによる対策、個々のケースに適応した適切な立ち直り支援の継続</p>	子ども・青少年局
無職少年等非行防止対策事業			
非行少年立ち直り支援事業			

○淡海子ども・若者プラン取組状況（平成30年度）

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(3) 子どもの貧困対策の推進

①一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
<p><b>基本目標</b>                      貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                      保護者に対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもについては、学校と就労支援機関との連携により、実情に応じた就職支援を進めます。</p>
②貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
<p><b>基本目標</b>                      貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等における関連制度を一体的に捉えて施策を推進します。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                      保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。</p>
③世帯の生活を下支えするための経済的支援	
<p><b>基本目標</b>                      世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                      ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。</p>
④子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
<p><b>基本目標</b>                      学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進し、また、教育費負担の軽減を図ります。</p>	<p><b>施策の方向性</b>                      子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進し、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の質の向上を図り、また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関連機関との連携など学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組めます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ひとり親家庭総合サポート事業（再掲）	ひとり親家庭への就労支援に加え、市町や様々な支援機関と連携するためのコーディネート機能を持った総合的なサポート体制の構築。 就業者 130人	引き続き、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。今後は、相談チャンネルの多様化や支援機関との連携の強化により、ひとり親家庭への支援の充実をさらに図っていくとともに、利用者拡大のためセンター自体の広報も強化していく必要がある。	子ども・青少年局

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
おうみ若者未来サポートセンター事業 若年者総合就業支援事業 地域若者サポートステーション支援事業	若者の就労を支援するため、おうみ若者未来サポートセンターにおいて、就職相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などをワンストップで実施。また、センター内の1機関である「滋賀県地域若者サポートステーション」では、就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、カウンセリングや就労体験、交流サロン等を実施した。 (ヤングジョブセンター滋賀の実績) ・新規登録者数 1,985名 ・サービス利用者数 15,406名 ・就職者数 1,420名 (滋賀県地域若者サポートステーション) ・臨床心理相談件数 153件 ・職場体験参加者数 延べ26名 ・交流サロン参加者数 延べ316名	雇用情勢の改善によりセンターの利用者数が減少傾向にある一方で、就職困難な状況が長期化・固定化する人が一定の割合でいるため、利用者の状況に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。	労働雇用政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付(再掲)	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 71件	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還指導を適正に実施していく必要がある。	子ども・青少年局
みんなで淡海子ども食堂をつくろう！応援事業	しんどさを抱える子どもを地域ぐるみで支える子どもの居場所として、淡海子ども食堂を展開するための取組を実施した。 具体的には、子ども食堂の立ち上げ支援として、立ち上げのための経費の助成や、講習会や実施者の交流会を開催するとともに、地域で子ども食堂の取組を進めるコーディネーターの養成(研修会の開催)を実施した。 これらの取組により、子ども食堂の開設数が、H29年度末には95か所からH30年度末115か所へと増加した。	子ども食堂が安定的な運営が行うことができるよう、多様な主体が参画した支援体制(ヒト・モノ・カネ)が必要。今後は、子どもの笑顔はぐくみプロジェクトの中で子どもの居場所づくり(子どもを真ん中においた地域づくり)として子ども食堂の運営を支援。	子ども・青少年局
スクールカウンセラー等活用事業	○配置時間【25,115時間】 ・配置・派遣状況：全公立中学校・義務教育学校および高等学校に配置、全公立小学校に配置・派遣 ・高等学校重点校8校(高等学校)常駐校4校(中学校)、小中連携校8校(中学校)小学校重点校(30校)配置 ○相談件数【32,259件】	・早い段階から子どもの情緒面等の支援を行っていくため、小学校への配置や派遣の拡充とより効果的な活用方法を検討していく必要がある。 ・スクールカウンセラーを有効に活用するために、学校のコーディネーターの実践力を向上させる必要がある。 ・カウンセリングに時間を費やし、教員とのコンサルテーションの時間が十分にとれないことがある。	幼小中教育課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
高等学校奨学資金貸付事業	<p>経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な者に対して、奨学資金を貸与し、有為な人材の育成に寄与した。</p> <p>貸付人数 425人、貸付額 130,646,000円</p> <p>貸与金額</p> <p>奨学金（月額）</p> <p>国公立（自宅） 18,000円 （自宅外）23,000円</p> <p>私立（自宅） 30,000円 （自宅外）35,000円</p> <p>入学資金 基本額 50,000円 （私立加算 限度額150,000円）</p>	<p>経済的理由により高等学校等で修学することが困難な生徒に対して、今後も奨学資金を貸与する必要がある。</p>	教育総務課
生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	<p>（平成30年度の取組状況）</p> <p>・日野町少年センターに事業を委託し、日野町学習支援事業と連携して日野町子どもの学習支援事業を実施した。実施には日野町関係課、日野町社協、少年センター、ファミリーサポートセンター、東近江健康福祉事務所を構成メンバーとする運営委員会を定期的に開催し、事業運営のため企画立案、進捗、評価、生徒の学校での様子、成績、志望校、入試対策などの情報共有を行った。生活保護世帯及び経済的困窮状態にある家庭の支援を要する中学生を対象に、主に学習支援、生活習慣や社会性の育成支援を実施し、必要に応じ個別相談等を行った。</p> <p>中学2年（2名）、中学3年（11名）、高校1年（1名）、高校2年（1名）、延べ参加者323名の利用があった。中学3年生のうち10名が高校受験し、それぞれの志望校に進路が決定した（公立（全日制）8名、私立2名）。</p> <p>・愛荘町関係課、愛荘町社協、愛荘町国際交流協会、NPO法人Links、滋賀県立大学、滋賀県教育委員会、湖東健康福祉事務所が連携し、愛荘町子どもの学習支援事業を実施した。対象は、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、世帯の課題のために学習支援事業への参加が必要だと判断される子。中学校とは、出席状況と各生徒の学習進捗状況の情報共有、不登校支援のケース会議を実施するなど連携を図っている。また、学習支援事業の参加が学校の出席日数に算定されることとなった。</p> <p>中学1年（6名）、中学2年（4名）、中学3年（10名）の利用があった。中学3年生のうち10名が高校受験し、それぞれの志望校に進路が決定した（公立（全日制）3名、公立（定時制）2名、公立（通信制）1名、私立4名）。</p>	<p>（平成30年度）</p> <p>・生徒の中にはいじめや不登校等の問題を抱える者がいることから、様々な関係機関と連携しながら事業を行っていく必要がある。</p> <p>・大学生、地域ボランティアが学習サポーターとして活動の支援をしているが、その確保に苦慮している。</p>	健康福祉政策課
子どもの生活・学習支援事業	<p>ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を実施した。（集合型により、彦根市では41回、草津市では45回、甲賀市では86回開催、東近江市では訪問型により120回訪問）</p>	<p>今後も、貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、より多くの市町において子どもの居場所づくりや学習支援活動が進むよう、展開を図る。</p>	子ども・青少年局